

八王子市立川口小学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6 改訂）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

八王子市立川口小学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - ・いじめは人権問題であり、全児童の人権は守られる必要がある。
 - ・いじめ事案の解決と安全性の確保を第一優先項目とする。
 - ・いじめ対策委員会を核とした迅速かつ組織的に対応を行う。
- 令和8年度の重点項目
 - ・子ども、教職員のいじめへの感度を上げ、いじめの芽の発見段階で、迅速かつ組織的に「即日解決」に取り組む。【重点】
- 毎年度の方針の見直し

令和8年度のいじめの防止等に向けた課題

- 日常的に言語環境を整えるとともに、「ふわふわ言葉」や「ちくちく言葉」について全学級で指導する。
- 毎月の「ハッピータイムアンケート」（川口小独自実施）
「生活調査アンケート」、「子ども見守りシート」、Q-U 調査、子ども・保護者からの相談・連絡等により、「不安段階でいじめの芽」を抽出し、迅速かつ組織的に解決を図る。
- 「重大事態」の理解と未然防止、対応の周知

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週木曜日 14時25分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、全教員、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- いじめの即日解決を第一に、複数教員による聞き取り・解決。事柄や心情を整理していく中で、いじめは人権上決して許されないことを指導し、再発防止策を話し合わせる。
- いじめ対策委員会に迅速に報告しいじめの認知を行う。解決に至っていない場合は迅速に協議を行い、迅速かつ組織的な解決を図る。
- 被害児童およびその保護者の心情を踏まえた丁寧な支援。加害児童への深い指導と、保護者を含めた再発防止策の協議。
- 必要に応じて、警察、児童相談所等と連携。
- いじめ事案解決後「3か月間」は経過を丁寧に観察、解消判断。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月9日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 5月7日 「重大事態の理解と対応」
- 6月5日 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・「弁護士による法教育授業」（6年生）
- ・道徳「命の大切さ」「信頼・友情」等（全学年・年間を通し実施）
- ・特別活動「いじめの防止」「より良い学級づくりに向けてできること」「ふわふわ言葉」「ちくちく言葉」「情報安全教育」等（全学年・年間を通し実施）、セーフティ教室。

SOS の出し方に関する授業

- ・「弁護士による法教育授業」（6年生）
- いじめの人権問題と四層構造、解決方法の理解
- ・特別活動「いじめの防止に向けて」「より良い学級づくり（こんなときどうする？）」
- ・集会「いじめ防止に向けて」「誰でも相談できるよ」
- ・SOS ミニレターの配布。各学級における指導。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・全校集会 校長講和「いじめを許さない学校」をつくろう
- ・道徳「命の大切さ」（全学年）
- ・特別活動「いじめ防止（みんなが安心して成長できる学校づくり）に向けて、みんなのできること」（全学年）

児童の自己肯定感を高める取組

- ・人間理解に基づく児童への指導・支援の徹底
- ・できるわかる授業づくり、多面的な児童理解
- ・特別活動を中心に、自分たちの学校や学級をよりよくするための取組の推進
- ・友達の良いところを伝え合う活動の推進
- ・互いの考えを尊重し相手意識、意思決定力、合意形成力を高め行動できるようにする。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。